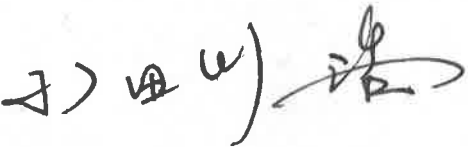


つくばみらい市規則第35号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 9 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則(平成29年つくばみらい市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号ただし書を次のように改める。

ただし、必要と認められるときは、1,000平方メートル未満を限度とすることができる。

第11条第3号イただし書を次のように改める。

ただし、必要と認められるときは、1,000平方メートル未満を限度とすることができる。

第12条第2号ただし書を次のように改める。

ただし、必要と認められるときは、1,000平方メートル未満を限度とすることができる。

第14条第4号ただし書を次のように改める。

ただし、従前の建築物等が自己の居住の用に供する住宅である場合にあつては、新たに建築する建築物等の敷地面積等は、1,000平方メートル未満(延べ面積にあつては、200平方メートル)を限度とすることができる。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

イ 予定地の面積が、おおむね200平方メートル以上500平方メートル以下であること。ただし、必要と認められるときは、1,000平方メートル未満を限度とすることができる。

(条例第6条第1項第5号の規則で定める要件)

第12条 条例第6条第1項第5号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) (略)

(2) 当該開発行為後の自己用住宅の敷地面積が、おおむね500平方メートル以下であること。ただし、必要と認められるときは、1,000平方メートル未満を限度とすることができる。

(条例第6条第1項第7号の規則で定める要件)

第14条 条例第6条第1項第7号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)～(3) (略)

(4) 新たに建築する建築物等の敷地面積又は延べ面積(以下「敷地面積等」という。)は、従前の建築物等の敷地面積等の1.5倍に相当する敷地面積等を限度とすること。ただし、従前の建築物等が自己の居住の用に供する住宅である場合にあつては、新たに建築する建築物等の敷地面積等は、1,000平方メートル未満(延べ面積にあつては、200平方メートル)を限度とすることができる。

イ 予定地の面積が、おおむね200平方メートル以上500平方メートル以下であること。ただし、予定地及びその周辺の土地の状況を考慮して、やむを得ないと認めるときは、500平方メートルを超えることができる。

(条例第6条第1項第5号の規則で定める要件)

第12条 条例第6条第1項第5号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) (略)

(2) 当該開発行為後の自己用住宅の敷地面積が、おおむね500平方メートル以下であること。ただし、当該自己用住宅の敷地及びその周辺の土地の状況を考慮して、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(条例第6条第1項第7号の規則で定める要件)

第14条 条例第6条第1項第7号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)～(3) (略)

(4) 新たに建築する建築物等の敷地面積又は延べ面積(以下「敷地面積等」という。)は、従前の建築物等の敷地面積等の1.5倍に相当する敷地面積等を限度とすること。ただし、従前の建築物等が自己の居住の用に供する住宅である場合にあつては、従前の自己の居住の用に供する住宅の敷地面積等の1.5倍に相当する敷地面積等を超える場合であっても500平方メートル(延べ面積にあつては、200平方メートル)以下となるときは、新たに建築する建築物等の敷地面積等は、500平方メートル(延

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則(平成29年規則第3号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(条例第6条第1項第2号の規則で定める既存集落等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第6条第1項第2号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 予定地の面積が、おおむね200平方メートル以上500平方メートル以下であること。<u>ただし、必要と認められるときは、1,000平方メートル未満を限度とすることができる。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(条例第6条第1項第4号の規則で定める要件)</p> <p>第11条 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該開発行為を当該一戸建ての住宅の敷地に隣接する土地において行う場合にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 当該開発行為を行う者又はその者と同一の世帯に属する者が当該土地を所有していること(当該土地を取得することが確実であると認められることを含む。)</p>	<p>(条例第6条第1項第2号の規則で定める既存集落等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第6条第1項第2号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 予定地の面積が、おおむね200平方メートル以上500平方メートル以下であること。<u>ただし、予定地及びその周辺の土地の状況を考慮して、やむを得ないと認めるときは、500平方メートルを超えることができる。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(条例第6条第1項第4号の規則で定める要件)</p> <p>第11条 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該開発行為を当該一戸建ての住宅の敷地に隣接する土地において行う場合にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 当該開発行為を行う者又はその者と同一の世帯に属する者が当該土地を所有していること(当該土地を取得することが確実であると認められることを含む。)</p>

(5) (略)

べ面積にあつては、200平方メートル)を限度とすることができる。

(5) (略)